

## 福祉車両利用上の注意

福祉車両日産キャラバン(以下単に「福祉車両」という。)の利用できるのは、市内の社会福祉団体が社会福祉事業の振興を図り、障がい者・高齢者等の社会参加、研修視察又は社会福祉活動を促進するための活動を行う場合です。

- 福祉車両の運転手は 70 歳未満とし、申請団体でご手配ください。
- 福祉車両の運転手は、運転に際し、交通法規を遵守し、常に交通安全を心掛けて運転しなければならない。
- 福祉車両の利用回数は、原則1団体年間1回とします。
- 福祉車両を利用できる日は土曜日、日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までを除いた日とします。
- 予約のいかんに関わらず、車椅子利用者の福祉車両の利用を優先する場合、及び天候不良、災害等で運行が困難と認められる場合は利用できない場合があります。あらかじめご了承ください。
- 福祉車両の利用時間は午前9時から午後4時30分(集合場所発着)までとし、宿泊を伴わないものとします。  
※1時間に1回は休憩を入れるなど、安全運行に留意してください。
- 乗車人数は10人以下とします。但し、運転手と車椅子2台分を含みます。
- 運行範囲は原則北陸3県内です。  
ただし、千里浜なぎさドライブウェイ、二上山ドライブウェイは走行できません。
- 有料道路料金・駐車料金等は申請者の負担とします。
- 配車場所は通行に支障のない広い場所をお願いします。  
また、1時間に1回は休憩を入れるなど、安全運行にご協力をお願いします。
- 視察研修中の事故に対する保険は各申請団体で加入してください。  
※ 車両事故等による利用者への補償は、小松市社会福祉協議会が加入する保険補償の範囲内とします。
- 車内では、アルコール類は禁止されています。
- 救急箱は、各申請団体でご用意ください。
- 常に車内をきれいにし、ゴミ等は必ず持ち帰りください。

福祉車両を利用する時は「福祉車両利用申請書(様式第1号)」を利用予定日前月の15日までに提出してください。期日を過ぎても申請書の提出がないものは取り消しとなる場合があります。

また、福祉車両の利用が変更・不要になった場合は、速やかに「福祉車両利用(変更・取消)届出書(様式2号)」を提出してください。

※申請書は社協HPからもダウンロードできます。

注)安全運行に支障がある場合は経路の変更をお願いすることがございます。

注)利用責任者が必ず同乗してください。